

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 保険年金室
----	------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号。以下「政令」といいます。）により、平成28年4月1日から国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額が引き上げられたため、所要の改正を行うものです。

また、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令」（平成28年政令第226号）により「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令」が改正され、平成29年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額（医療分）及び後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金分）の課税限度額を政令で定める課税限度額に改正します。 < 第2条及び第26条関係 >

	現行	改正後
基礎課税額	52万円	54万円
後期高齢者支援金等課税額	17万円	19万円

(参考) 国民健康保険税の介護納付金課税額（介護分）の課税限度額（16万円）の改正は行いません。そのため、今回の改正により、国民健康保険税の課税額（基礎課税額+後期高齢者支援金等課税額+介護納付金課税額）の限度額は、89万円になります。

- (2) 「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」（昭和37年法律第144号）に規定する特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を、所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとします。 < 新附則第15項及び新附則第16項関係 >

3 その他

施行日等は、次のとおりとします。

- ・（１）の施行日は、平成２９年４月１日とし、平成２９年度以後の年度分の国民健康保険税について適用します。
- ・（２）の施行日は、平成２９年１月１日とし、施行日以後に支払を受けるべき「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」に規定する特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用します。

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第33号

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項中「17万円」を「19万円」に改める。

第26条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改める。

附則第17項を附則第19項とし、附則第16項を附則第18項とし、附則第15項を附則第17項とし、附則第14項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）

に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第26条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第26条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第26条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第26条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第17項を附則第19項とし、附則第16項を附則第18項とし、

附則第 15 項を附則第 17 項とし、附則第 14 項の次に 2 項を加える改正規定（以下単に「附則第 14 項の次に 2 項を加える改正規定」という。）は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の亀山市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第 15 項及び第 16 項の規定は、附則第 14 項の次に 2 項を加える改正規定の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。